



平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社フジコー
代表者名 代表取締役社長 野添 誉之
(コード番号 3515)
問合せ先 常務取締役 総務・経理・財務担当 村田 義樹
(TEL 072-772-1101)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 16 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 67 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 67 回定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件にかかる定款の一部変更は、会社法の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや、中長期的な価格変動等を勘案し、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数	5,000,000 株
今回の併合により減少する株式数	4,000,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,000,000 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	487 名（100.0%）	5,000,000 株（100.0%）
5 株未満	36 名（ 7.4%）	43 株（ 0.0%）
5 株以上	451 名（ 92.6%）	4,999,957 株（100.0%）

株式併合を行った場合、保有株式 5 株未満の株主様 36 名（その所有株式の合計は 43 株、平成 29 年 3 月 31 日現在）が株主の地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法第 235 条第 7 項の定めに基づき当社が一括して処分し、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 67 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000 万 株</u> とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400 万 株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

取締役会決議	平成 29 年 5 月 16 日
第 67 回定時株主総会	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数の変更、株式併合および定款一部 変更効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(参考)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,401株	1個	280株	2個	0.2株
例③	402株	0個	80株	0個	0.4株
例④	4株	0個	0株	0個	0.8株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例③で発生する単元未満株式につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただけます。
- ・例②、例③、例④において発生する端数株式につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

す。

- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7 株式併合により、単元未満株式が生じますが、併合後も買増しや買取りをしてもらえますか。

- A. 併合後も、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

- A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会開催日

平成 29 年 9 月 26 日 現在の単元株式数 (1,000 株) での売買最終日

平成 29 年 9 月 27 日 当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力
発生日

平成 29 年 11 月 株式割当通知の発送

平成 29 年 12 月 端数株式処分代金のお支払い

【※お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)